

中小企業者対象 マイナンバーの適正な取扱い に関するガイドライン説明会

参加
無料

このたび、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成28年1月1日に施行されることにより、全ての事業者において、従業員のマイナンバーの把握や書類への記載などが義務化されるため、業務フローの変更や情報システム改修などの対応が必要となります。

これを受け、経済産業省では、中小企業者に対して、マイナンバーの適正な取扱いの促進を図り、マイナンバー制度への対応について周知するため、各県でマイナンバーの適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）説明会を開催します。皆様方のご参加をお待ちしています。

日時・場所

<開始時間の30分前より受付開始>

開催日	時間	会場
平成27年 9月25日(金)	10:00~12:00	大分県庁本館2階正庁ホール (大分市大手町3丁目1番1号) 一般外来駐車場は使用できませんので、 ご了承ください。

全国47都道府県にて開催。(大分県以外の日時・会場はHPにてご確認ください。)

プログラム

①説明

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の制度概要及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の説明

②質疑応答

対象

中小企業者
(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。)

申込み方法

募集サイト

<http://www.metijoho.go.jp>

にてお申し込みください。

※定員になり次第、締め切らせていただきます。